三桜工業株式会社
労働と人権の方針

制定日：2026 年 7 月 1 日
制定者：代表取締役社長　竹田玄哉
会社名：三桜工業株式会社（登記名：三櫻工業株式会社）

1. 位置づけと基本的な考え方
本方針は、「三桜グループ行動憲章」および「三桜グループ行動規範」に基づき、三桜工業株式会社およびそのグループ会社（以下「三桜グループ」）が、労働および人権に関して果たすべき経営としての責任を明確化するものです。

三桜グループは、グローバルに事業を展開する自動車部品メーカーとして、すべての人の尊厳と人権を尊重することを事業活動の基盤とします。
国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき、人権尊重の取組を推進します。

2. 支持・尊重する国際規範
三桜グループは、以下の国際規範を支持・尊重します。
・国際人権章典
・ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」

事業を行う国・地域の法令を遵守するとともに、法令と国際的に認められた人権基準が相反する場合には、人権尊重を最大化する方法を追求します。

3. 適用範囲
本方針は、三桜グループのすべての役員および従業員（正社員、契約社員、派遣社員等を含む）に適用され、「三桜グループ行動規範」とあわせて遵守されるものとします。

また、三桜グループは、サプライチェーンを含むすべてのビジネスパートナーに対し、
本方針の理解と支持を求めます。

4. 重点的に取り組む労働・人権課題
三桜グループは、以下の行為を許容しません。
・人種、国籍、性別、年齢、障がい、宗教、性的指向・性自認等に基づく差別
・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、あらゆる形態のハラスメント

・強制労働、人身取引、児童労働
・従業員の結社の自由および団体交渉権を侵害する行為

また、以下を重要な責務として取り組みます。
・安全で健康的な職場環境の確保
・適正な労働時間および賃金の遵守
・外国人労働者および技能実習生の人権への特別な配慮
（身分証の不当な管理の禁止、適正な雇用管理 等）

5. 人権デュー・ディリジェンス
三桜グループは、自社およびサプライチェーンにおける人権への負の影響を特定・評価し、防止・軽減を図るため、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施します。

6. 是正・救済
三桜グループが人権への負の影響を引き起こした、または関与したことが明らかになった場合には、適切な是正・救済に取り組みます。

7. 教育・周知
本方針が事業活動に定着するよう、役員および従業員に対する教育・啓発を継続的に実施します。

8. ステークホルダーとの対話
三桜グループは、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの対話を重視し、人権尊重の取組の改善に活かします。

9. 見直し
本方針の実施状況を定期的に確認し、社会環境および事業環境の変化を踏まえて適宜見直します。